

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 道路課

法令名	車両制限令			法令番号	昭和36年政令第265号				
手続名	特殊車両の通行認定			根拠条項	第12条				
審査基準	○ 特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日建設省道交発第99号、道企発第57号）による。								
受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間	一日	目次 No.	15
						標準経由期間	一日		